

久山町村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 4年度の人件費率
令和 5年度	9,330 人	6,310,944 千円	584,330千 円	941,365 千円	14.9 %	15.5 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

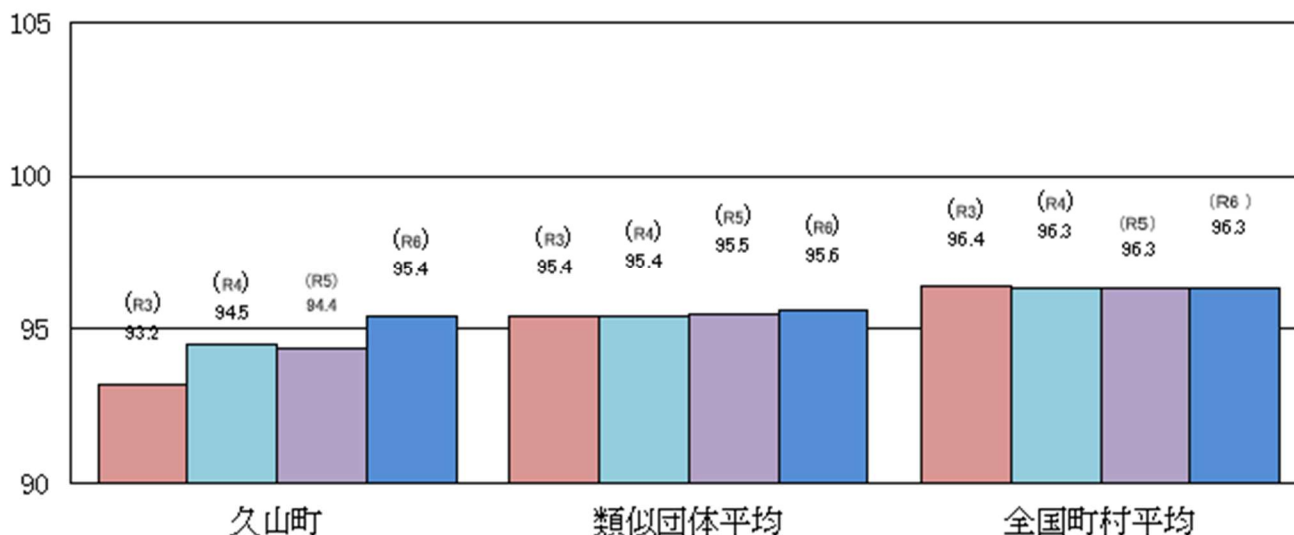
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり給 与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 5年度	89 人	301,031 千円	72,738 千円	130,321 千円	504,090 千円	5,664千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（令和3年から令和6年の推移）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職

員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
令和 5年度	円 —	円 —	円 () %	% —	—	% 2.76

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
令和 5年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.5	月 4.5

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）【記入例】平成 27 年 4 月 1 日

（内容）【記入例】一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.8% 引下げ。激変緩和のため、3 年間（平成 30 年 3 月 31 日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6 % に対し、久山町においては 6 % を支給。

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引上げ、平成 29 年度からは周辺市町村の支給状況を踏まえて 6 % で支給。

（参考）

	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
国基準 による 支 給 割 合	0 %	4 月 1 日 時点	遡 及 改 定 後	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
		1 %	2 %									
久山町 の支給 割合	0 %	4 %		5 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %	6 %

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
久山町	41.4 歳	299,531円	360,016 円	337,410 円
福岡県	41.8 歳	320,359円	411,185 円	360,694 円
国	42.1 歳	323,823円	— 円	— 円
類似団体	42.0 歳	304,244円	352,440円	330,264 円

②技能労務職 久山町 該当なし

③教育職 久山町 該当なし

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	久山町	福岡県	国
一般行政職	大 学 卒 196,200円	202,400円	196,200円
	高 校 卒 170,900円	226,100円	166,600円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

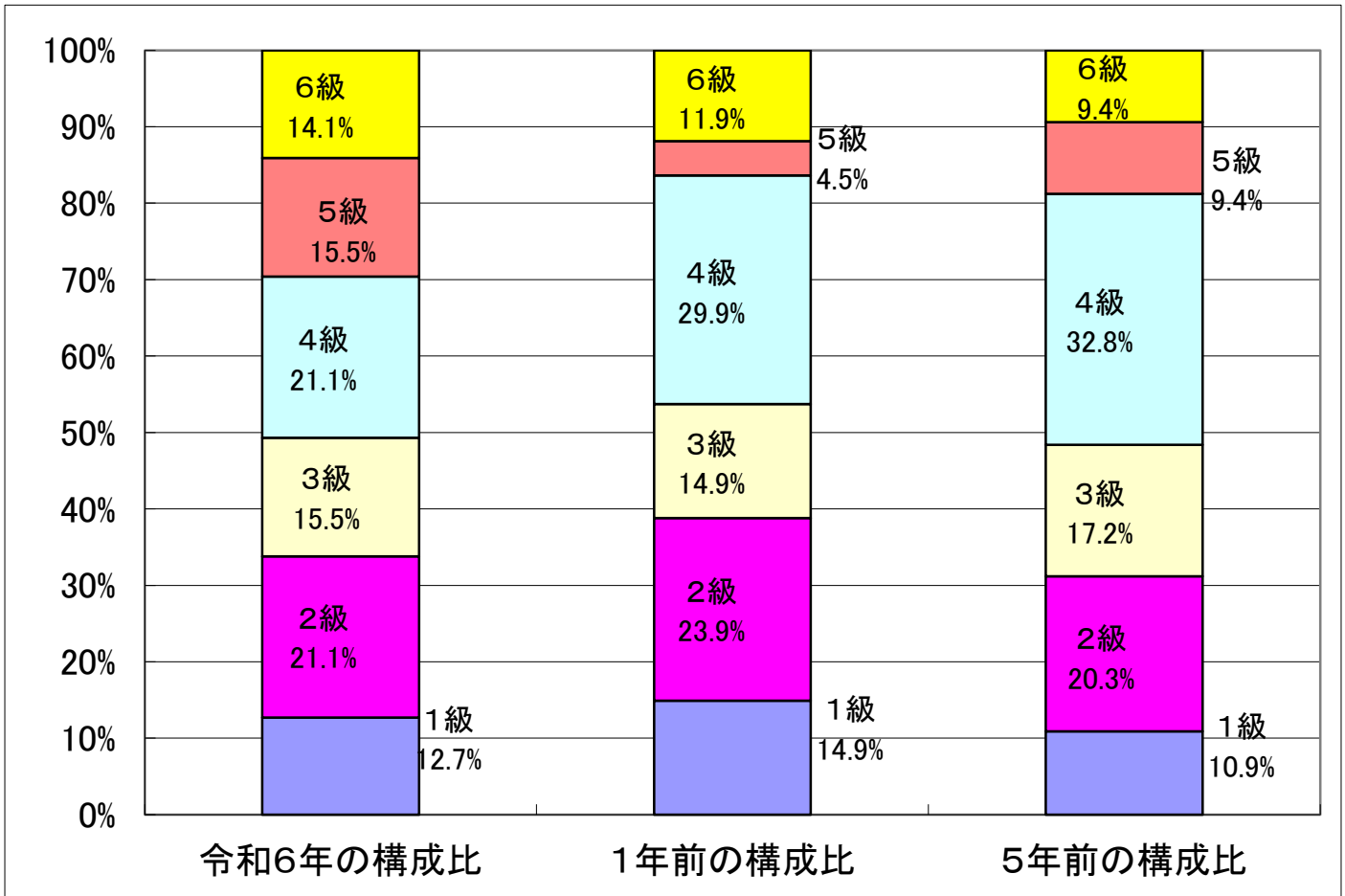
区 分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒 250,100 円	327,900 円	359,500 円	374,500 円
	高 校 卒 206,600 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

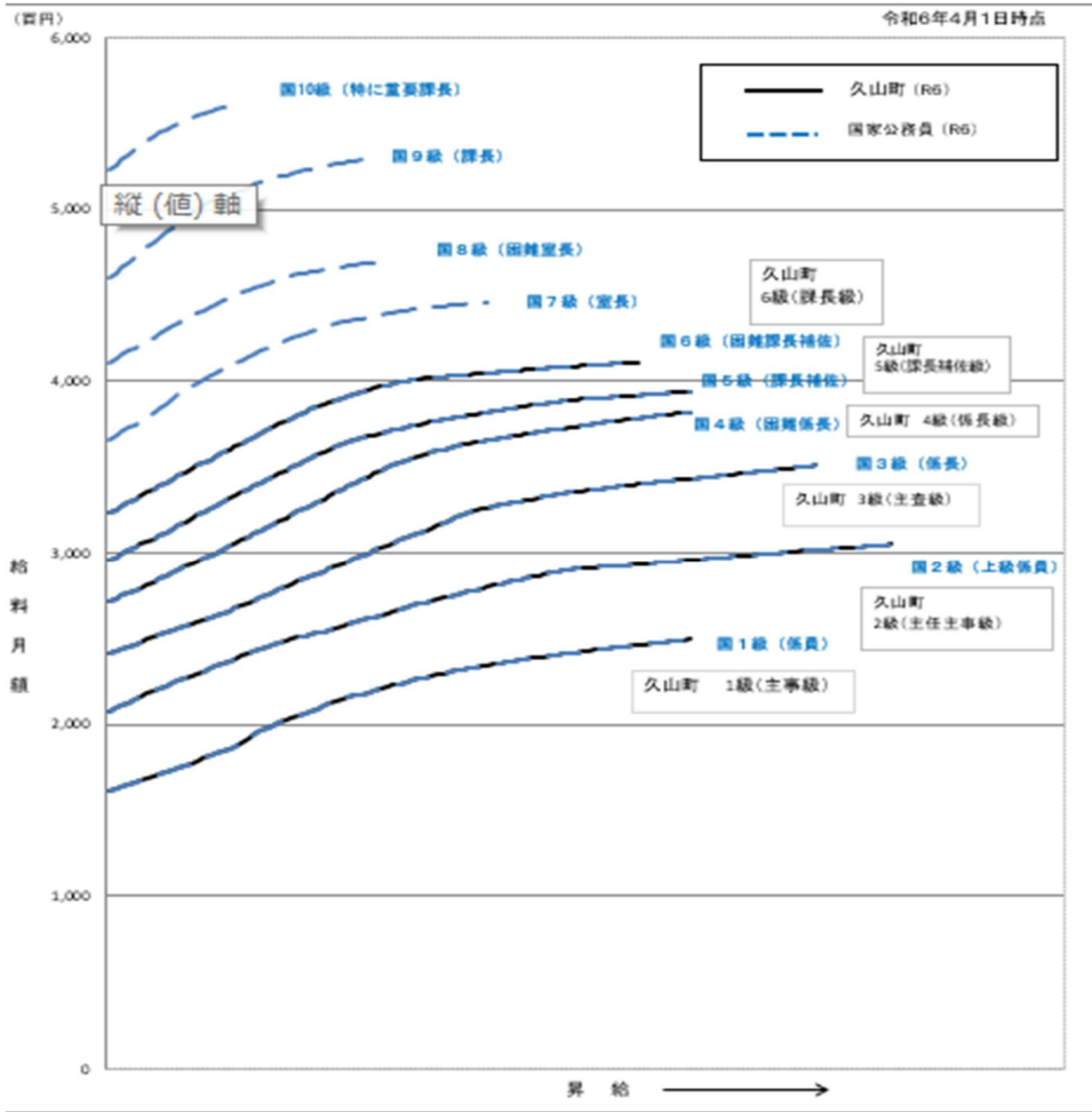
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う主事、主事補の職務	9 人	12.7 %	162,100円	249,400円
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事の職務	15 人	21.1 %	208,000円	305,200円
3 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主査の職務	11 人	15.5 %	240,900円	351,000円
4 級	指導官又は係長の職務	15 人	21.1 %	271,600円	382,000円
5 級	参事又は課長補佐の職務	11 人	15.5 %	295,400円	394,000円
6 級	困難な業務を所掌する課長の職務	10 人	14.1 %	323,100円	323,100円

- (注) 1 久山町職員の初任給、昇給、昇給等の基準に関する規則に基づく級別分類表である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（久山町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				

	標準の区分のみ（一律）				
ロ.	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久山町	福岡県	国
1人当たり平均支給額（5年度） 1,551千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,637 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（久山町）

令和5年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率		
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ（一律）		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

久 山 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	196,695月分	24.586875月分	勤続20年	196,695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給 定年前早期退職特例措置）			その他の加算措置 （退職時特別昇給 定年前早期退職特例措置）		
1人当たり平均支給額 - 千円 9,425千円			1人当たり平均支給額 一千円 一千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（5年度決算）			19,482 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			218,899 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
—	6 %	89 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在） 該当なし

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	16,328 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	272 千円
支給実績（4年度決算）	18,297 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	295 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び 支給単価	国 と の 異 同	国 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 （5年度）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 扶養親族（子）1人10,000円 特定期間加算（16－22歳）1人5,000円	同		9,275千円	265,000円

住居手当	自ら居住するために住宅を借り受け、12,000円を超える家賃等を支払っている職員に28,000円を限度で支給。	〃		9,297千円	281,727円
通勤手当	交通用具の場合は通勤距離に応じて支給、交通機関利用の場合は運賃相当額	〃		4,016千円	75,774円
管理職手当	課長級 53,000円 参事（課長級47,000円） 課長補佐職 42,000円			14,340千円	551,538円
休日勤務手当	組合協議により、100/100は休暇として、35/100を手当として支給	異		－千円	－円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	792,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額
	副 市 区 町 村 長	(650,000 円)	850,000円／505,800円
報 酬	議 長	(353,000 円)	710,000円／ 490,000円
	副 議 長	(300,000 円)	375,000 円／205,000円
	議 員	(275,000 円)	307,000 円／175,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(5 年度支給割合) 3.4 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(5 年度支給割合) 3.4 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式)	(1 期の手当額) (支給時期)
	備 考	在職年方式	14,667,600円 任期满后 7,092,000円 任期满后

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

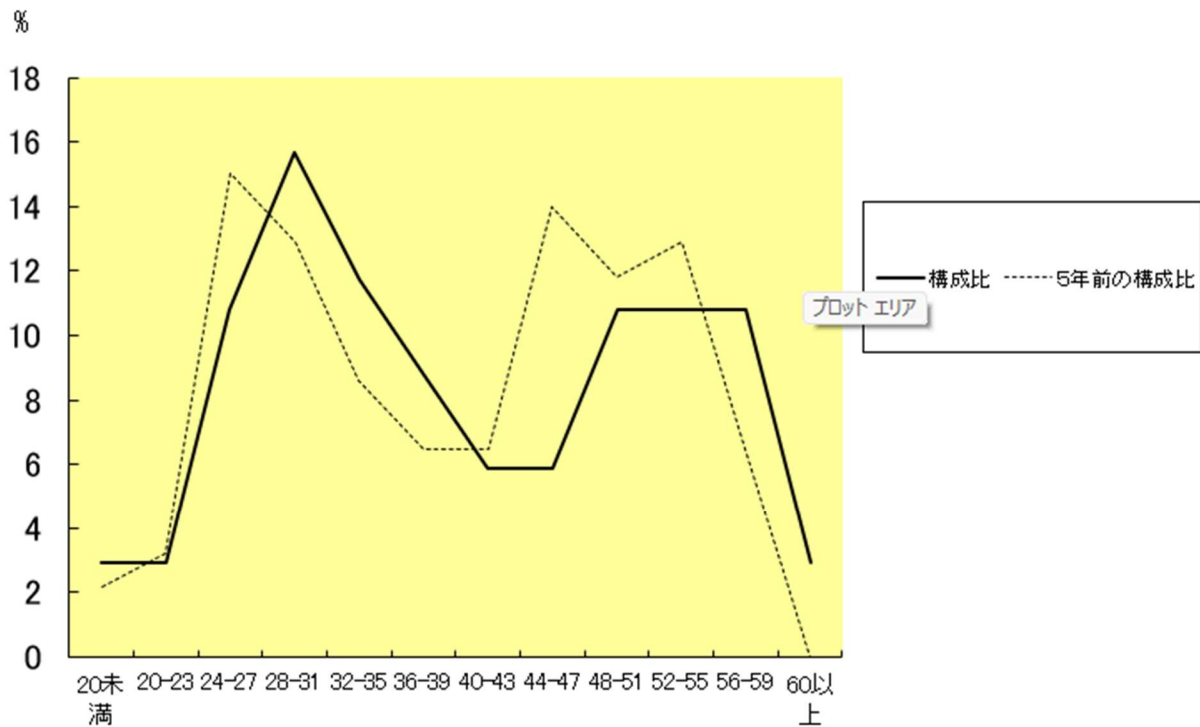
各年4月1日現在

部 門 \ 区 分			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和 5 年	令和 6 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
		総 務 ・ 企 画	22	23	+ 1	デ ジ タ ル 化 関 連
		税 務	7	7		
		農 林 水 産	6	7	+ 1	農 政 事 業 の 強 化 に 伴 う 増
		土 木	6	6		
		民 生	11	11		
	衛 生	11	12	+ 1	職 員 の 退 職 に 伴 う 欠 員 補 充	
	計	66	69		< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 → 81 名	
	教 育 部 門	18	20	+ 2		
	消 防 部 門					
	小 計				参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 → 102 名	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	4	4			
	下 水 道	4	4			
	そ の 他	5	5			
	小 計	13	13			
合 計			97	102		
			[114]	[114]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	11人	16人	12人	9人	6人	6人	11人	11人	11人	3人	人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間の増減数（率）
一般行政	43	45	43	44	44	46	3(107%)
教育	17	17	16	17	18	20	3(118%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(—%)
普通会計計	78	81	80	84	84	89	11(114%)
公営企業等会計計	11	12	12	11	13	13	2(118%)
総合計	89	93	92	95	97	102	13(115%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

1. 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
5 年度	206,802千円	47,659 千円	24,208 千円	11.7 %

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5 年度	4 人	14,842千円	3,080千円	6,286 千円	24,208千円	6,052千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
久山町	40.0 歳	343,076円	511,369円

(注) 基本給には地域手当と扶養手当が、平均月収額には期末・勤勉手当等が含まれる。

2. 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A
5 年度	383,186千円	52,795 千円	24,208 千円	11.7 %

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5 年度	4 人	14,842千円	3,080千円	6,286 千円	24,208千円	6,052千円

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年

前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 なし

③ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
久山町	38.3歳	301,578円	423,422円

（注） 基本給には地域手当と扶養手当が、平均月収額には期末・勤勉手当等が含まれる。

3 職員の手当の状況

（１）水道事業

ア 期末手当・勤勉手当

久山町	久山町（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,520 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,551 千円
（5年度支給割合） 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（5年度支給割合） 2.45月分 2.05月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

（注） （ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

久山町	久山町（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 196,695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 定年前早期退職特例措置） 1人当たり平均支給額 一千円 9,425千円	（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 196,695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 （退職時特別昇給 定年前早期退職特例措置） 1人当たり平均支給額 一千円 11,174千円

（注） 1. 当たり平均支給額は、5度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
—	6 %	4 人	6 %

エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（５年度決算）	281 千円
職員1人当たり平均支給年額（５年度決算）	141 千円
支給実績（４年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（４年度決算）	— 千円

（注）１ 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

２ 職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（５年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和６年４月１日現在）

手 当 名	内容及び 支給単価	国 と 異 同	国 と 異 な る 内 容	支 給 実 績 （５年度）	支給職員１人当たり 平均支給年額 （５年度決算）
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 扶養親族（子）１人10,000円 特定期間加算（16－22歳）１人5,000円	同		636千円	159,000円
住 居 手 当	自ら居住するために住宅を 借り受け、12,000円を超える 家賃等を支払っている職員 に28,000円を限度で支給 。	〃		336千円	28,000円
通 勤 手 当	交通用具の場合は通勤距離に 応じて支給、交通機関利用の 場合は運賃相当額	〃		136千円	34,000円
管理職手当	課長級 53,000円 参事（課長級47,000円） 課長補佐職 42,000円			1,008千円	84,000円
休日勤務手当	組合協議により、100/100は 休暇として、35/100を手当 として支給	異		11千円	2,750円

（２）下水道事業

ア 期末手当・勤勉手当

久山町	久山町（一般行政職・団体平均等）
１人当たり平均支給額（５年度） 1,520 千円	１人当たり平均支給額（５年度） 1,551 千円
（５年度支給割合） 2.45月分 2.05 月分 （一）月分 （一）月分	（５年度支給割合） 2.45月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置

--	--

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。 ※下水道事業には暫定再任用職員該当なし

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

久 山 町			久山町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	196,695月分	24.586875月分	勤続20年	196,695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （退職時特別昇給 定年前早期退職特例措置）			その他の加算措置 （退職時特別昇給 定年前早期退職特例措置）		
1人当たり平均支給額	一千円	9,425千円	1人当たり平均支給額	一千円	9,317千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（5年度決算）			千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
—	6 %	4 人	6 %

エ 特殊勤務手当 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	110千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	27,500円
支給実績（4年度決算）	— 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	— 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び 支給単価	国との 異同	国と 異なる 内容	支 給 実 績 （5年度）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 扶養親族（子）1人10,000円 特定期間加算（16－22歳）1	同		240千円	60,000円

	人 5,000円				
住 居 手 当	自ら居住するために住宅を借り受け、12,000円を超える家賃等を支払っている職員に28,000円を限度で支給。	〃		336千円	28,000円
通 勤 手 当	交通用具の場合は通勤距離に応じて支給、交通機関利用の場合は運賃相当額	〃		125千円	31,200円
管 理 職 手 当	課長級 53,000円 参事（課長級47,000円） 課長補佐職 42,000円			一千円	一円
休日勤務手当	組合協議により、100/100は休暇として、35/100を手当として支給	異		26,587円	6,647円